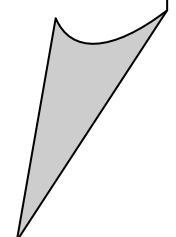


『避難勧告等マニュアル』  
(水害・土砂災害)

「鳥羽市」

第 3 版

平成29年3月





## 目次

はじめに.....	1
1. 避難情報.....	3
1-1 避難情報の種類.....	3
1-2 避難情報の入手先.....	3
2. 水害.....	4
2-1 水害に関する情報収集.....	4
2-1-1 三重県管理の主要河川(加茂川・河内川)について.....	4
2-1-2 鳥羽市管理河川及び上記以外の三重県管理の中小河川について.....	4
2-2 水害に関する避難勧告等の発令基準.....	4
2-2-1 三重県管理の主要河川(加茂川・河内川)について.....	4
2-2-2 鳥羽市管理河川及び上記以外の三重県管理の中小河川について.....	4
2-2-3 市民向けの河川情報について.....	5
2-3 水害に関する避難すべき地域.....	5
2-4 水害に関する避難情報の伝達内容.....	6
2-4-1 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文(例).....	6
2-4-2 避難勧告の伝達文(例).....	6
2-4-3 避難指示の伝達文(例).....	6
2-4-4 水害に関する避難情報を出すときの注意事項.....	6
2-5 水害関係別表.....	7
2-5-1 『表-1』 三重県管理の主要河川(加茂川・河内川)河川情報計測点・発令基準.....	7
2-5-2 『表-2』 鳥羽市管理河川等及び『表-1』以外の三重県管理の中小河川確認点.....	8
3. 土砂災害.....	9
3-1 土砂災害に関する避難勧告等の発令基準.....	9
3-2 土砂災害に関する避難すべき地域.....	9
3-2 土砂災害に関する避難すべき地域.....	9
3-2-1 『表3 風水害等避難所』.....	10
3-3 土砂災害に関する避難情報の伝達内容.....	10
3-3-1 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文(例).....	11
3-3-2 避難勧告の伝達文(例).....	11
3-3-3 避難指示の伝達文(例).....	11
3-3-4 土砂災害に関する避難情報を出すときの注意事項.....	11
4. 情報の伝達.....	12
4-1 情報の伝達手段.....	12
4-2 避難行動要支援者に対する情報伝達.....	13
4-3 避難行動要支援者施設への情報伝達.....	14
4-4 情報の関係機関等への伝達.....	14

## はじめに

本マニュアルは、内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」から「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月31日）への名称変更及び「平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）」を踏まえた避難に関連する取組及び避難準備情報等の名称変更について」（府政防第1416号、消防災第184号（平成28年12月26日））に基づき、本2版を改正するものである。

主要な改正点は、以下のとおりである。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 ガイドラインの名称変更<br/>避難勧告等の判断・伝達マニュアル→避難勧告等マニュアル</li><li>2 避難情報名称の改正<br/>「避難準備情報」→「避難準備・高齢者等避難開始」<br/>「避難指示」→「避難指示（緊急）」</li><li>3 避難情報発令時の住民に求める行動内容の具体化</li><li>4 3-2-1『表3 風水害等避難所』の一部変更</li></ol> |
|--|

平成28年台風第10号による水害では、高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことが課題とされ、「避難準の慮者」を「高齢者等」と直感的にわかりやすい表現とし、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、「避難準備・高齢者等避難開始」に変更した。

併せて、避難勧告と避難指示の差異が明確となるように、「避難指示」に“緊急”を付記することとした。

災害から住民の生命・身体を守るためには、適切なタイミングで避難対象地域に避難勧告等を発令することが重要であり、そのためには避難勧告等の発令・伝達に関して、具体的な判断基準、対象地域の設定、伝達態勢などをあらかじめ整備しておくことが必要となる。

本市においては、平成28年10月に地域防災計画(風水害等対策編)を改正し、避難勧告等の判断基準や住民への情報伝達方法等を明確にしたが、今回の避難情報の名称変更は改正後であったため反映できなかったが、本マニュアルをもって読み替えるものとする。

本マニュアルの実効性を確保するため、市災害対策本部の関係職員には十分な周知を図ることとする。さらに住民に対しては、市ハザードマップの配布や防災講習会、地域防災訓練を通じた啓発を実施することにより、避難所の確認及び避難勧告等の意味合いなどについて、十分な理解を得る必要がある。

なお、避難行動要支援者の避難行動や情報面で支援を要する人も含めた住民の避難が重要

である。避難行動要支援者の支援体制に関しては、避難行動要支援者名簿及び台帳の作成状況にもよるが、本マニュアルでは避難に関する基本的な周知事項として、避難準備・高齢者等避難開始発表の判断基準と情報伝達の各担当班等を記載することに留めた。

また、本マニュアルは、最新の制度・基準等に基づいて、今後も適宜、更新を行うものとする。

## 1. 避難情報

### 1-1 避難情報の種類

ここで対象とする避難情報の種類については次のものがある。

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難準備・避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者等、避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1 への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2 を行う。</li> </ul>
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</li> <li>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1 への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2 を行う。</li> </ul>

※1 近隣の安全な場所:指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保:その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

## 1-2 避難情報の入手先

- 国土交通省 三重河川国道事務所 (Tel059-229-2211)
- 三重県 志摩建設事務所 (Tel0599-43-5125)
- 気象庁 津地方气象台 (Tel059-228-2022)
- (株)ウェザーニュース (Tel043-274-3931)

## 2. 水害

### 2-1 水害に関する情報収集

洪水等における河川の情報については、以下により情報を収集することとし、各部において相互に情報を共有する。

#### 2-1-1 三重県管理の主要河川(加茂川・河内川)について

2-5-1『表-1』(以下、『表-1』という。)における加茂川楠木橋計測点の三重県水位情報により、水位が「氾濫注意水位」を超えた場合は、消防部においてパトロールを実施して、『表-1』に基づく情報を、総務部へ報告し、総務部は各部及び関係機関(南勢志摩地域活性化局、鳥羽警察等)に伝達する。

#### 2-1-2 鳥羽市管理河川及び上記以外の三重県管理の中小河川について

大雨警報の発令が予想される場合は、建設部において、事前に 2-5-2『表-2』(以下、『表-2』という。)の確認点についてパトロールを実施して、「氾濫事前対策等」の項目を実行する。

大雨警報が発令された場合は、建設部において、『表-2』の確認点についてパトロールを実施して、「氾濫時対応等」の項目を実行するとともに、河川の状況についての情報を、総務部及び消防部に伝達する。

### 2-2 水害に関する避難勧告等の発令基準

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の発令については、以下により総務部長が災害対策本部長(市長)に報告し、発令する。

この際、状況判断に必要な情報提供を早目に行い、できる限り夜間を避け、明るいうちに避難勧告等を発令できるよう気象庁の「雨雲の動き」、「雨雲ズームレーダ」、「潮位観測情報」等の情報収集の努力を行う。

#### 2-2-1 三重県管理の主要河川(加茂川・河内川)について

加茂川及び河内川については、『表-1』の基準を基に、直近の気象情報や、河川巡視等からの報告を含め、総合的に判断することとする。

#### 2-2-2 鳥羽市管理河川及び上記以外の三重県管理の中小河川について

『表-1』の計測点以外については、目視による現地状況と、直近の気象情報や、河川巡視等からの報告を含め、総合的に判断することとする。

なお、都市下水路や、予測が困難である流域の範囲が狭い河川等については、発令基準

の対象には含めないこととする。

### 2-2-3 市民向けの河川情報について

加茂川及び河内川についての水位や雨量情報は、三重県及び市のホームページで公開している。

三重県【川の防災情報】<http://www.pref.mie.lg.jp/KAWASABO/HP/river/>

### 2-3 水害に関する避難すべき地域

加茂川及び河内川に対する避難すべき地域と指定避難所を以下に示す。

他の地域についても気象状況をはじめ、河川水位の状況や施設等の状況を的確に把握したうえで、避難勧告等の発令を適切に行うこととする。

#### 【加茂川・河内川流域における避難すべき地域及び指定避難所】

対象河川		避難すべき地域	指定避難所
加茂川	上流	岩倉町、松尾町、白木町	岩倉公民館、みどりが丘集会所、加茂中学校、加茂小学校、松尾公民館、白木公民館
	下流	大明西町、船津町、幸丘、若杉町	鳥羽高校体育館、鳥羽東中学校、船津コミュニティーセンター、幸丘公民館、若杉公民館、落口公営住宅集会所
河内川		岩倉町、河内町	岩倉公民館、加茂中学校、加茂小学校、河内公民館



## 2-4 水害に関する避難情報の伝達内容

### 2-4-1 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文(例)

こちらは、広報鳥羽です。

○時○分に○○地区(町)に対して避難準備・高齢者等避難開始を出しました。

- △△川の水位が上昇し、今後、氾濫が始まる恐れがあります。
- 道路冠水の恐れがあります。
- 土砂災害の発生する恐れがあります。
- お年寄りの方など、避難に時間がかかる方は、直ちに最寄りの避難所へ避難を開始してください。
- その他の方も、避難の準備を始めてください。
- できるだけ、となり近所の方にも一声かけて避難してください。 など

### 2-4-2 避難勧告の伝達文(例)

こちらは、広報鳥羽です。

○時○分に○○地区(町)に対して避難勧告を出しました。

- △△川の水位が上昇し、今後、浸水が始まる恐れがあります。
- △△川の水位が避難判断水位を超えました。
- 道路への冠水が迫っていますので、最寄りの避難所へ避難を開始してください。
- 土砂災害の発生する危険が更に高まっています。
- できるだけ、となり近所の方にも一声かけて避難してください。 など

### 2-4-3 避難指示(緊急)の伝達文(例)

こちらは、広報鳥羽です。

○時○分に○○地区(町)に対して避難指示(緊急)を出しました。

- △△川の水位が更に上昇し、大変危険な状態です。
- △△川の水位が氾濫危険水位を超え、堤防から水があふれる危険があります。
- 近隣で土砂災害が発生しており、大変危険な状況です。
- 直ちに最寄りの避難所へ避難をしてください。
- 十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。 など

### 2-4-4 水害に関する避難情報を出すときの注意事項

- 各情報に至った理由(状況)を簡潔に伝達する。
- 避難所については具体的に文字情報(とばメール、行政放送等)で伝達する。
- 避難に支障となることがある場合(道路冠水、がけ崩れ等)は、その状況も合わせて伝達する。

2-5 水害関係別表

2-5-1 『表-1』 三重県管理の主要河川(加茂川・河内川)河川情報計測点・発令基準

河川水位 川名・計測点		測定 方法	避難準備・高齢者等避難 開始（避難判断水位）	避難勧告 （氾濫危険水位）	避難指示（緊急） （旧 氾濫危険水位）	地区名
加 茂 川 上 流	※松尾橋 (松尾駅横)	目視	氾濫注意水位 2.10mを観測し、今後、氾濫危険水位への上昇がさらに見込まれる。	氾濫危険水位 2.97m～(赤)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	旧氾濫危険水位 3.71m～を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	岩倉町、松尾町、白木町
	楠木橋 (加茂駅横) 三重県水位計有	自動 & 目視	避難判断水位 2.23m～(橙)を観測し、今後、氾濫危険水位への上昇がさらに見込まれる。	氾濫危険水位 2.97m～(赤)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	旧氾濫危険水位 3.71m～を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	
	落合橋 (九鬼神社奥)	目視	避難判断水位 2.23m～(橙)を観測し、今後、氾濫危険水位への上昇がさらに見込まれる。	氾濫危険水位 2.97m～(赤)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	旧氾濫危険水位 3.71m～を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	
加 茂 川 下 流	※浜橋 (船津駅横) 潮位による誤差有	目視	氾濫注意水位 1.50mを観測し、今後、氾濫危険水位への上昇がさらに見込まれる。	氾濫危険水位 2.50m～(赤)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	越水・溢水の恐れが高い場合	大明西町、船津町、幸丘、若杉町
	※ 楠木橋のテレメータを参考にする場所					
河 内 川	井出川原橋付近 三重県水位計有	自動	水位: 1.44m～(黄)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	氾濫注意水位 1.44m～(黄)を超えた以降は、小田橋の水位を参考として判断する。		岩倉町、河内町
	小田橋 (河内公民館横)	目視	氾濫注意水位 1.80m～(黄)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	氾濫危険水位 3.00m～(赤)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	越水・溢水の恐れが高い場合	

※ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示を発令する場合の考慮事項

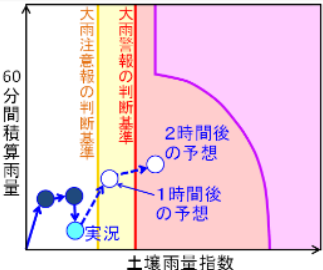
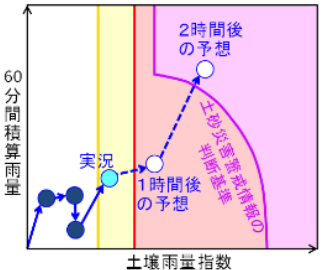
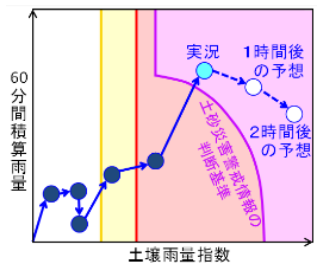
各基準水位に達しようとする時期から、気象庁の「雨雲の動き」、「雨雲ズームレーダ」、「潮位観測情報」により雨量の増加、潮位の変化を参考にして、水位への上昇について考慮する。

2-5-2『表-2』鳥羽市管理河川等及び『表-1』以外の三重県管理の中小河川確認点

対象情報 管理者・河川名・確認点			測定 方法	氾濫事前対策等	氾濫時対応等
県・市	堀通川 (堅神)	伊勢路川合流点から近鉄ガード間	目視	パトロール 流木・ゴミ等撤去	河川水位及冠水状況等確認 バリケード等設置(通行止対策等)
市	紙漉川・東越川 (堅神)	鳥羽小南側周辺 屋内下堅神3号橋	目視	パトロール 流木・ゴミ等撤去	河川水位及冠水状況等確認 バリケード等設置(通行止対策等)
市	池の浦駅前側 溝(堅神)	駅国道間 GS裏冠水	目視	パトロール 流木・ゴミ等撤去	排水・冠水状況等確認 バリケード等設置(通行止対策等)
市	吉谷川 (池上4-1)	市営住宅243号横	目視	パトロール スクリーンの流木等詰り清掃	河川水位及冠水状況等確認 バリケード等設置(通行止対策等)
市	裏萩山入口側 溝3箇所(池上)	市営住宅裏萩団地 西側入口付近	目視	パトロール スクリーンの流木等詰り清掃	排水・冠水状況等確認 バリケード等設置(通行止対策等)
市	近鉄地下道 (岩崎)	近鉄1号・2号・ミキ モト前地下道	目視	パトロール、ゴミ等清掃 ポンプ作動確認	排水・冠水状況等確認 バリケード等設置(通行止対策等)
市	妙慶川(岩崎)	樋門	目視	樋門作動確認	水位確認 樋門操作
市	奥谷 四丁目	奥谷川、弘法井戸 鳥羽ポンプ場	目視	パトロール・流木・ゴミ等撤去 ポンプ操作を委託業者に連絡	河川水位及冠水状況等確認 バリケード等設置(通行止対策等)
市	大明西側溝 (大明西)	公民館前、ハロー ～羽根小児科付近	目視	パトロール 流木・ゴミ等撤去	排水・冠水状況等確認 バリケード等設置(通行止対策等)
県	市民の森横バス 停(大明西・東)	ハロー横 バス停付近	目視	市民の森内 パトロール、流木・ゴミ等撤去	排水・冠水状況等確認 関係機関への連絡
市	ハゼ川 (大明東)	河口水門及自由ヶ 丘出入口付近	目視	満潮時の水位上昇時 ポンプ可動による冠水抑制	河川水位及冠水状況等確認 バリケード等設置(通行止対策等)
県・市	落口川他 (落口)	落口市営住宅奥 及西側道公園奥	目視	パトロール 流木・ゴミ等撤去	排水・冠水状況等確認 バリケード等設置(通行止対策等)
県・市	寺谷川他 (船津)	河川河口付近 消防格納庫裏溝	目視	パトロール 流木・ゴミ等撤去	河川水位及冠水状況確認 バリケード等設置(通行止対策等)
市	市道森崎村山 線(船津)	小石代 船津駅対岸	目視	パトロール	冠水状況等確認 バリケード等設置(通行止対策等)
県	加茂川上流 (松尾)	市道南登り線	目視	流木排除	河川水位及冠水状況確認 バリケード等設置(通行止対策等)
市	長岡中グランド 東道路(相差)	長岡中～長岡診療 所間	目視	パトロール、ゴミ等清掃 ポンプ作動確認	排水・冠水状況等確認 バリケード等設置(通行止対策等)
市	池中周辺 (相差)	池中～漁協～金子 商店～みさき別館	目視	パトロール 消防団応援要請準備	冠水状況等確認 バリケード等設置(通行止対策等)

### 3. 土砂災害

#### 3-1 土砂災害に関する避難勧告等の発令基準

種 別	対象情報
<p>避難準備・高齢者等避難 開始</p> 	<ol style="list-style-type: none"> <li>大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で2h後の予想で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合</li> <li>大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合</li> <li>強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ol>
<p>避難勧告</p> 	<ol style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の2h後の予想で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合</li> <li>大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>土砂災害の前兆現象(湧水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が確認されたとき</li> </ol>
<p>避難指示</p> 	<ol style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合</li> <li>土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>土砂災害が発生した場合</li> <li>山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</li> <li>避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合</li> </ol>

#### 3-2 土砂災害に関する避難すべき地域

土砂災害警戒情報の発令された地域(1kmメッシュ範囲)に含まれる次の地域に対して、土砂災害に関する避難勧告等を発令する。

土砂災害における避難場所については、『表3 風水害等避難所』とする。

3-2-1 『表3 風水害等避難所』

地区	風水害等避難所	対応する災害		地区	風水害等避難所	対応する災害		
		洪水・高潮	土砂災害			洪水・高潮	土砂災害	
小浜町	旧小浜小学校2階以上	○	○	長岡地区 相 差 町 国 崎 町 畔 蛸 町 千 賀 町 堅 子 町	弘道小学校	○	○	
堅神町 池上町 屋内町	堅神公民館	※1			千賀公民館2階	○	○	
	鳥羽商船高専第2体育館	○	○		旧堅子公民館2階	○	○	
	鳥羽小学校	○	○		長岡中学校	○	○	
	あおぞら保育所	○	○		鳥羽磯部漁協相差支所	○	○	
鳥羽地区 鳥羽一丁目 鳥羽二丁目 鳥羽三丁目 鳥羽四丁目 鳥羽五丁目	美台集会所	○	—		千賀町	女性等活動拠点施設	○	○
	鳥羽市民文化会館	○	○		堅子町	相差保育所 (旧国崎小学校2階)	○	○
	NTT西日本鳥羽ビル	—	○		鏡浦地区 石鏡町 本 浦 今 浦	鏡浦小学校	○	○
	JR東海鳥羽駅	○	—			本浦公民館	○	○
	近畿日本鉄道鳥羽駅	○	—			石鏡公民館	○	○
	若竹集会所	○	—	今浦老人憩の家		○	○	
安楽島地区 安楽島町 高丘町 大明東町 大明西町	あしたば作業所	○	—	菅島町	菅島コミュニティアリーナ	○	○	
	鳥羽市武道館	○	○		菅島小学校	○	○	
	かんぼの宿鳥羽	○	○	桃取町	旧桃取小学校校舎 2階以上(保育所側)	○	○	
	鳥羽シーサイドホテル	○	○		桃取コミュニティセンター	○	—	
	安楽島小学校	○	○		桃取健康管理センター	—	○	
	安楽島公民館2階	○	○		答志コミュニティセンター	○	—	
	鳥羽高校体育館	○	○		答志コミュニティアリーナ2階	○	○	
案楽島保育所	○	○	答志地区 答 志 和 具	答志保育所	○	—		
鳥羽東中学校	○	○		答志小学校	○	○		
加茂地区 船津町 幸 丘 若杉町 岩倉町 河内町 松尾町 白木町	船津コミュニティセンター	○		—	答志中学校校舎2階 (体育館側)	○	○	
	若杉公民館	○		○	答志和具コミュニティセンター	○	—	
	みどりが丘集会所	○		○	神島町	神島開発総合センター 2階以上	○	○
	河内公民館	○		○		坂手町	坂手公民館	○
	松尾公民館	○	—	坂手コミュニティアリーナ			○	○
	なごみ	—	○	坂手診療所1階待合室	○		○	
	白木公民館	○	—	坂手連絡所2階	—		○	
	加茂小学校	○	○	合計(カ所)		50	40	
	加茂中学校	○	○					
表示は順不同 ※1緊急的に避難するのは適さず、状況により、 生活を送るための避難所として運用する。								

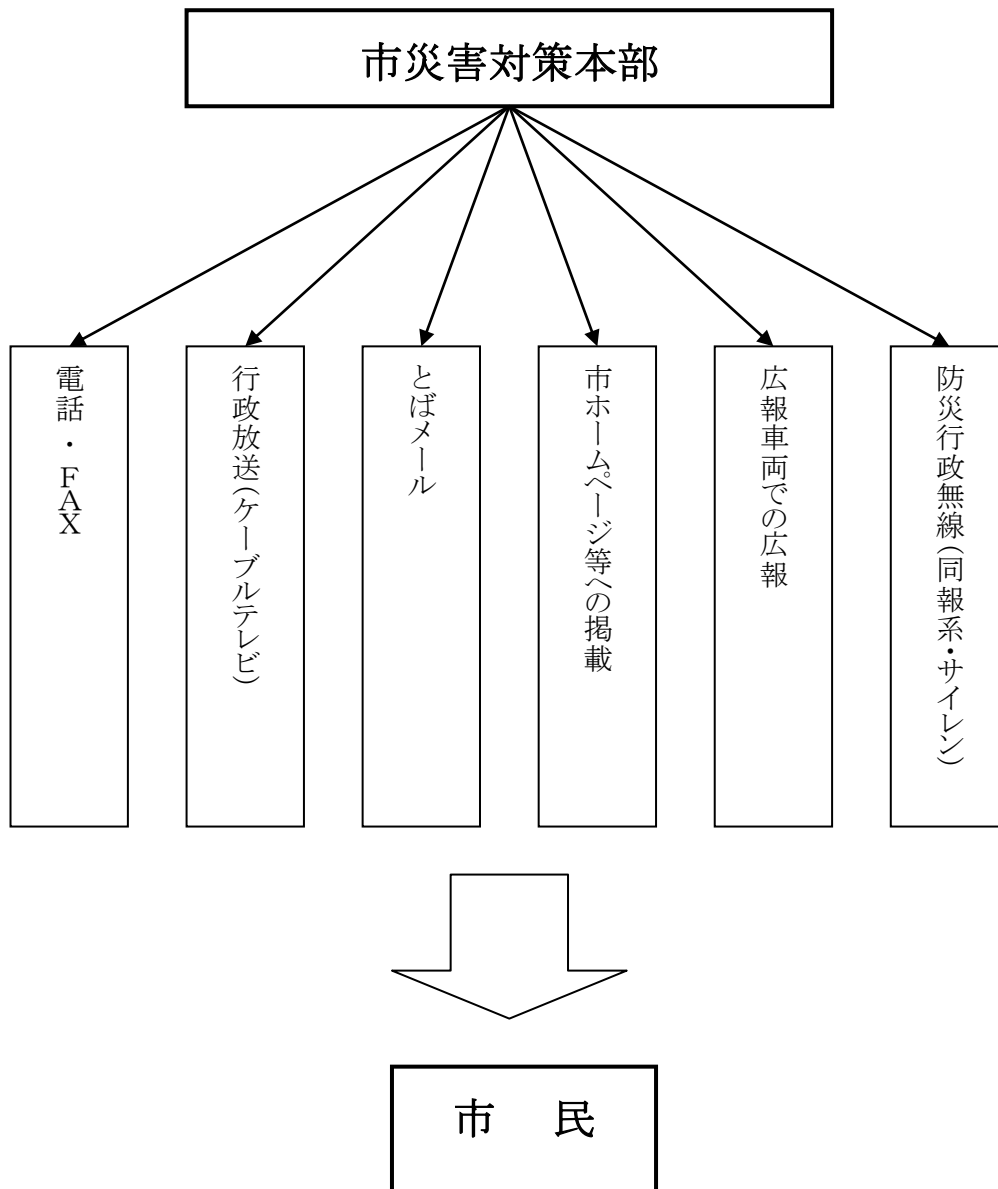
(平成28年7月現在)



#### 4. 情報の伝達

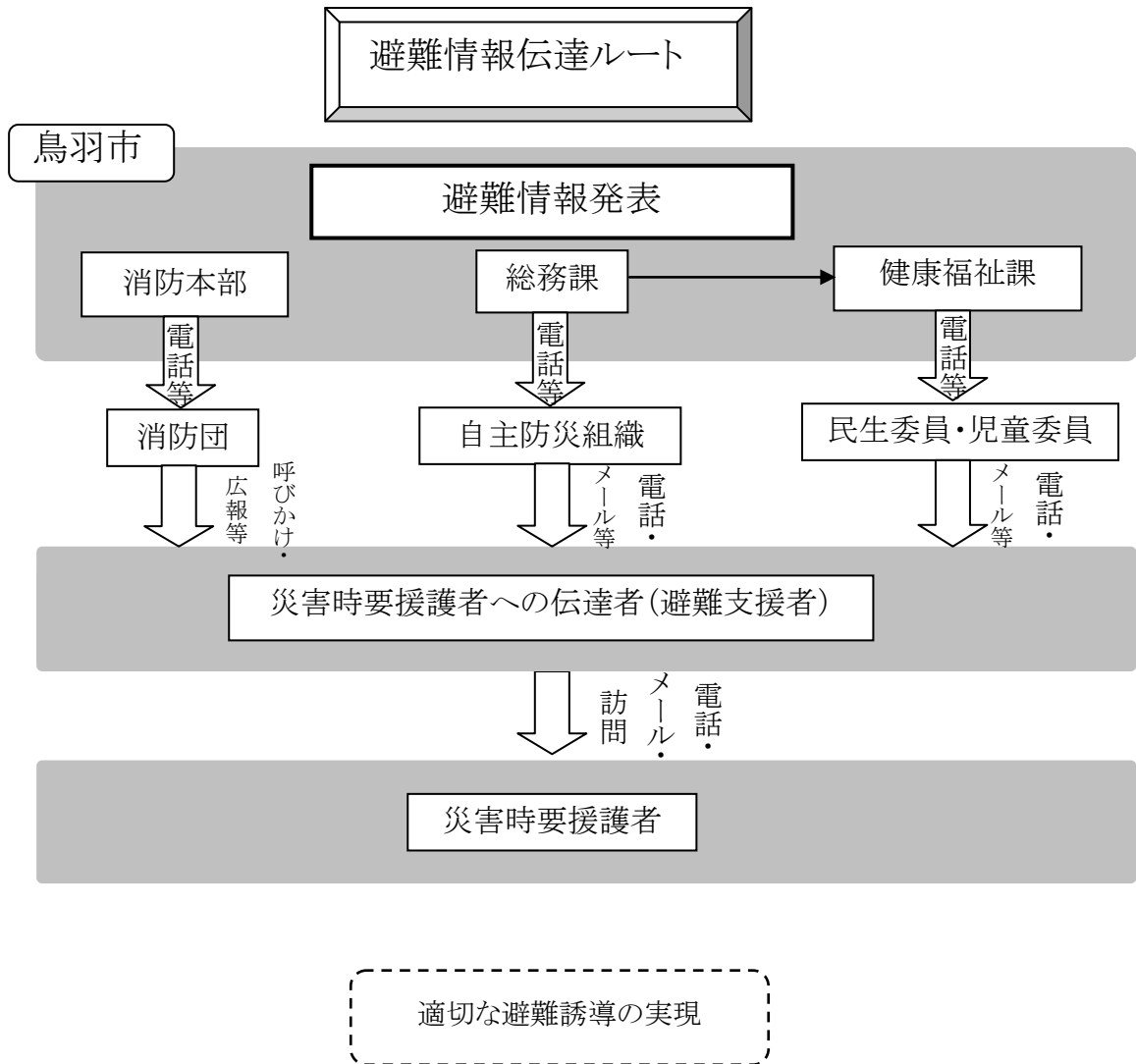
##### 4-1 情報の伝達手段

情報を次の伝達手段により伝達し、漏れがないか確認する。



#### 4-2 避難行動要支援者に対する情報伝達

特に避難行動要支援者に対する情報伝達については、鳥羽市避難行動要支援者支援活動により作成された、避難行動要支援者台帳を活用し、登録された対象者への情報伝達を的確に行う。



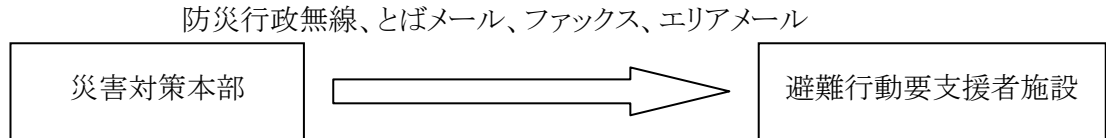
※ 避難行動要支援者の方への伝え方については、これからも関係者等と試行・検討を行い、その方法について向上を図っていきます。



#### 4-3 避難行動要支援者施設への情報伝達

避難行動要支援者への情報伝達については、地域防災計画風水害等対策編第3章第4節で定められた水防法、気象業務法15条に関する方法により情報伝達を行う。

#### ※ 情報伝達方法



#### 4-4 情報の関係機関等への伝達

- 国土交通省 三重河川国道事務所 (Tel059-229-2211)
- 三重県県民センター (情報システムによる入力)
- 三重県警察(鳥羽警察署) (Tel0599-25-0110)
- 報道機関・・・記者発表の実施